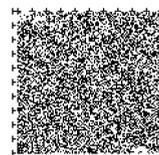
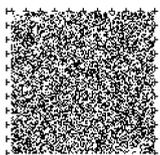


第1章 計画について



市の木「榎(えのき)」





第1節 計画策定と背景について

1 地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

近年の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉等も影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化等、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

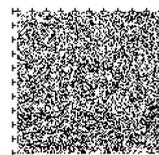
既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、だれもが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまりました。

2 本市の状況

◇ 計画策定の背景

本市では、平成8年に「地域福祉計画（平成8年度～平成17年度）」を策定後、平成18年に「第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」、平成23年に「第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」、平成28年に「第四次地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念に掲げ、市民参加と協働のもと、市民、事業所、市が一体となって福祉政策の推進に努めてきました。

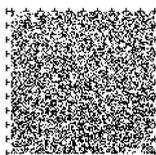
令和2年度は「第四次地域福祉計画（平成28年度～令和2年度）」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項等を踏まえて、引き続き、市民、事業者、市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第五次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



◇ これまでの地域福祉計画策定の経緯

計画名	趣旨
<p>地域福祉計画 (障害者・児童)</p> <p>平成8年度～平成17年度</p>	<p>全ての市民、特に社会的支援を必要とする障害のある方、児童及びひとり親家庭の人々が、住み慣れた地域社会の中で生涯にわたって速やかに、安心して自立した生活ができるよう、福祉をはじめ保健・医療、住宅等関連施策を住民の生活の視点から総合化し、ニーズに見合ったサービスを効果的、効率的に提供できる体制を構築し、計画的に推進することを目的として策定</p>
<p>第二次地域福祉計画</p> <p>平成18年度～平成22年度</p>	<p>平成12年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が新たに規定されたことや平成14年に国から策定指針が示されたことを踏まえ、福祉の総合計画として、「地域福祉計画（障害者・児童）」、「老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の3つの福祉計画を一体的に策定するとともに、身近な地域という共通の場において、行政、地域住民及び民間事業者等が補完し合い、協力し合うことにより推進することを目指した計画として策定</p>
<p>第三次地域福祉計画</p> <p>平成23年度～平成27年度</p>	<p>地域福祉の意義と役割について改めて位置付けるとともに、地域福祉を推進するための必要な条件と整備施策等を明らかにする国の『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』報告書（平成20年3月）等の地域福祉の新たな動向を踏まえ、各種福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画・障害福祉計画・次世代育成支援行動計画・食育推進計画・健康増進計画）と横断的に連携を図る役割を担う計画として策定</p>
<p>第四次地域福祉計画</p> <p>平成28年度～令和2年度</p>	<p>第三次計画の趣旨を引き継ぎ、各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担うとともに、平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活困窮者※の自立支援施策についてを盛り込む計画として策定</p>

※ 生活困窮者：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。



4 新たな福祉をめぐる動向

◇ 社会保障制度改革の全体の動向

内閣に設置された社会保障制度改革国民会議から平成 25 年 8 月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、全ての世代を支援の対象とし、また、全ての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL[※]の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、全ての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

◇ 新たな福祉の在り方の方向性

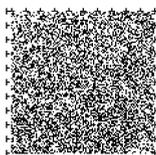
厚生労働省から平成 27 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という 3 つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、だれもが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成 28 年には、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置付けられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成 29 年には、厚生労働省の地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終取りまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②全ての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の 5 点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障害のある方、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会情勢の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取組となっています。

※ QOL : Quality of Life (クオリティ・オブ・ライフ) の略であり、生活の質のこと。



◇ 制度改正等の動向

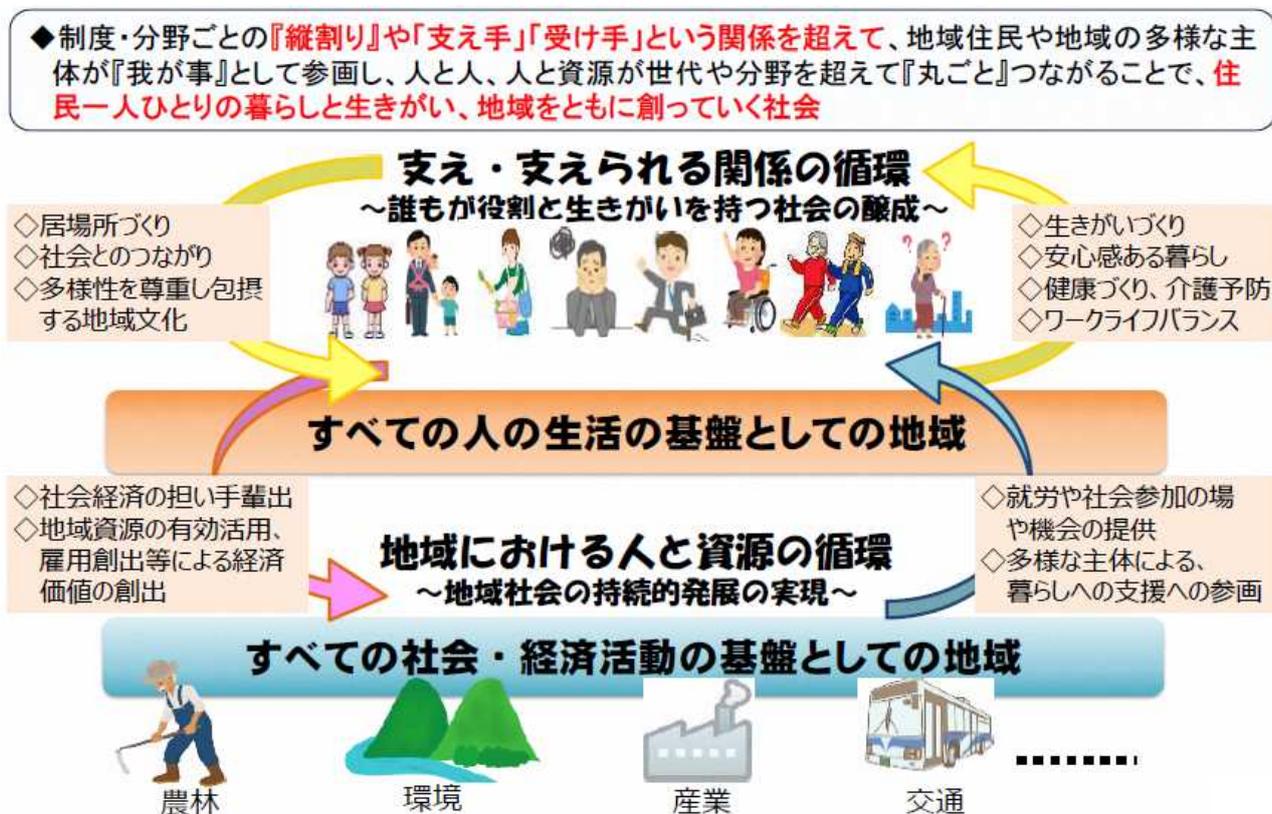
年月	法令・方針等	要点
平成25年 8月	社会保障制度改革国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示 ・介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示
平成25年 12月	社会保障改革プログラムの成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示
平成27年 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示
平成28年 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成29年4月施行。一部平成28年3月・4月施行)
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の全ての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示
平成29年 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正
平成29年 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備（平成30年4月施行）
平成29年 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示
平成29年 12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制の整備の推進に向けて、その適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等を提示
令和元年 12月	地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な観点を念頭に置きつつ、当面の課題として、市町村における包括的な支援体制の整備推進の方策を提示 ・整備の在り方として、3つの支援（断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を提示



◇ 「地域共生社会」の考え方

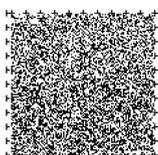
「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

《「地域共生社会」とは》

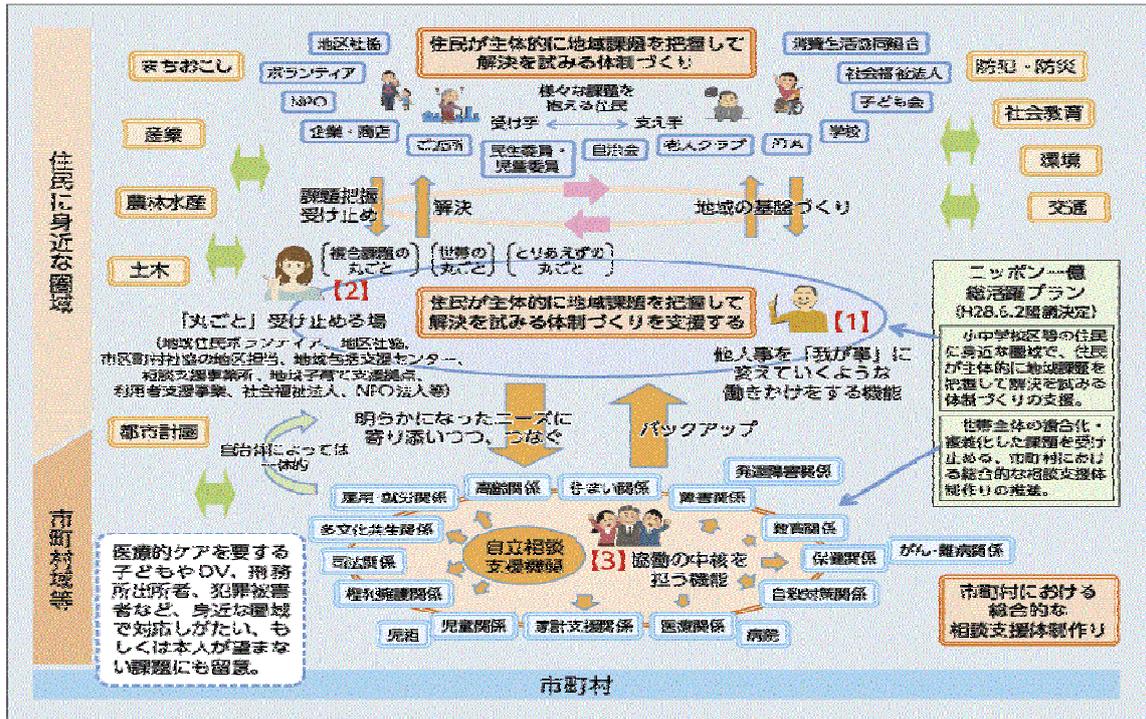


出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。



《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



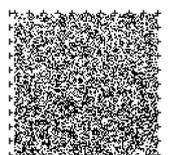
出典：厚生労働省

このような考え方の下では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

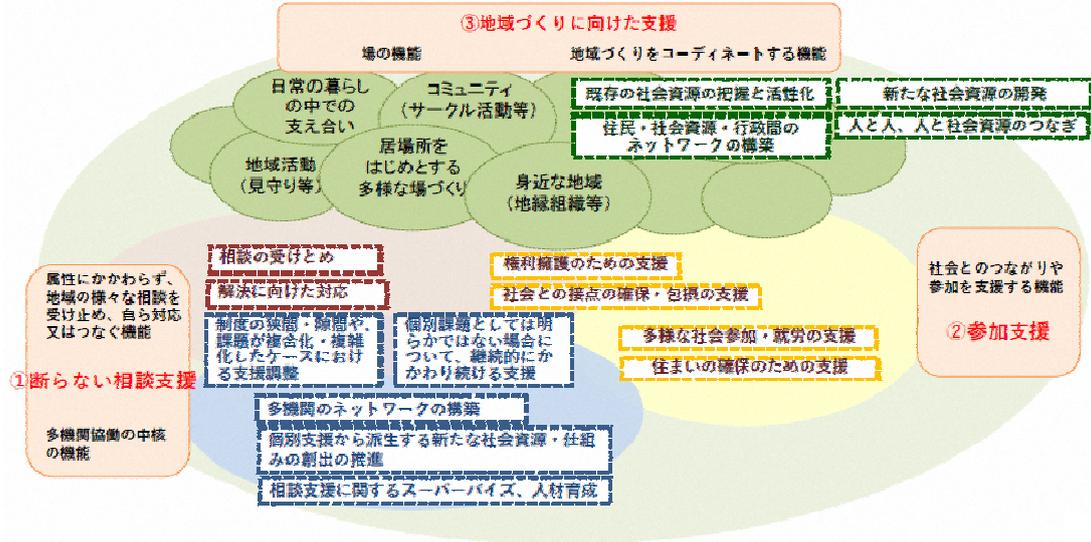
以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和2年の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求められました（第6条第2項）。

また、包括的な支援体制の整備に当たって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第106条の4）。



《新たな包括的な支援の機能等》

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



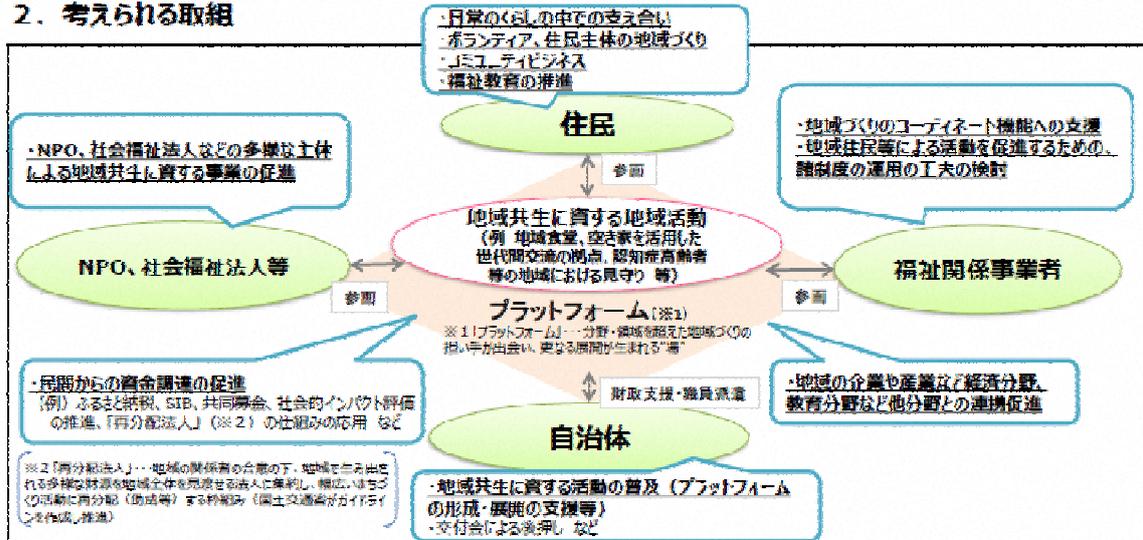
出典：厚生労働省

《多様な担い手の参画による地域共生に資する取組の促進》

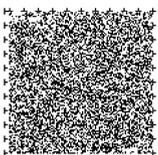
1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



出典：厚生労働省



◇ 再犯の防止等の推進に関する法律の成立

我が国では、平成 16 年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行されました。

本市においても、再犯防止推進法の趣旨及び第 8 条第 1 項の規定を鑑み、就労、住居、保健医療、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進するため、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）」として位置付けます。

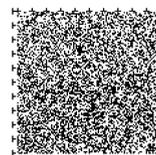
◇ 自殺対策基本法の成立

我が国の自殺者数は、平成 10 年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成 18 年に「自殺対策基本法」を施行し、国を挙げて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成 28 年 4 月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成 29 年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、自殺対策基本法の趣旨及び第 13 条第 2 項の規定を鑑み、これまで「健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的に連携させながら、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進するため、本計画で自殺対策に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）」として位置付けます。



◇ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

成年後見制度*は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。認知症高齢者や精神障害者等の増加、家族の在り方の変化等を背景として、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見利用促進法」という。）」を施行しました。

本市においても、成年後見利用促進法の趣旨及び第14条第1項の規定を鑑み、地域連携ネットワークの構築や中核機関を設置し、関係機関による連携体制を構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化について検討を図るため、本計画で成年後見制度の利用の促進に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）」として位置付けます。

◇ 「2040年問題*」への対応

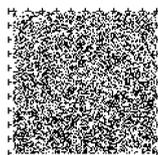
65歳以上の人口がピークに達すると見込まれる2040年（令和22年）に向けて、地方自治の在り方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、平成30年に報告書を取りまとめ、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私*で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、AI等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

※ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちにあらかじめ後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。

「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3類型に分かれる。

※ 2040年問題：平成30年4月に自治体戦略2040構想研究会で取りまとめられた「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」には、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に想定される課題として、子育て、教育、介護、インフラ、公共施設等、自治体行政の主要分野における危機について議論したとされている。

※ 公共私：公（行政）、共（地域団体、民間等）、私（地域住民、個人）のこと。



5 地域福祉活動を取り巻く動向

◇ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成 28 年に社会福祉法が改正されました。第 24 条第 2 項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取組を通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

◇ 地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、特定非営利活動促進法（NPO法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景に、今日ではNPO法人や、公益性の認定を受けた一般社団法人・一般財団法人等、多様な団体が地域福祉の一翼を担っています。

また、地域社会への貢献も含むCSR活動*も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図る上で、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

◇ 地域活動の資金調達方法の多様化

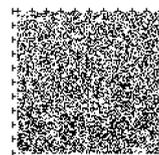
地域活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディング*が急速に広がっています。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄附や社会的投資、支援のスタイルも変化してきています。

欧米を中心として国際的には、社会的インパクト投資*も注目されはじめています。日本でも、その基盤整備が進められており、平成 30 年には、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用法）が施行されました。この法律は、国や自治体による対応が困難な社会課題の解決を目的とする民間団体の公益活動、①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で

※ CSR活動（Corporate Social Responsibility）：企業の社会的責任として、事業活動を展開するに当たり、最も基礎的な取組である法令遵守はもとより、広範な社会課題について、企業が自主的に取組むこと。

※ クラウドファンディング：不特定多数の人からの資金調達。一般的にインターネットを介して行われる。

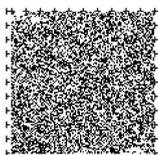
※ 社会的インパクト投資：経済的な還元だけではなく、社会的改善効果を生み出すことも目的とした投資。



困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野の活動で、その成果が国民一般の利益の増進につながるものの促進を目指すものです。

「終活」と地域活動等との関係性も見え始めています。個人の財産の有効活用の選択肢として、遺言により、自分を支えてくれた団体あるいは自分が応援する団体等に財産等を寄附する遺贈寄附が注目され始めています。

このように、近年、寄附や社会的投資等を含め、地域活動の資金調達方法が多様化してきていることから、地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが重要となっています。



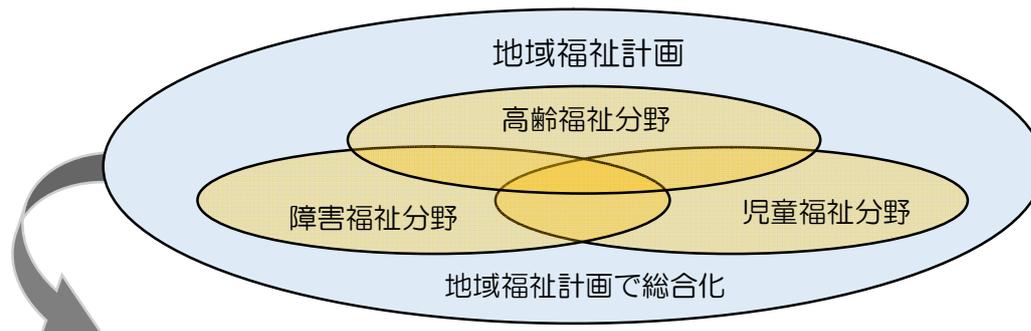
第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく再犯防止推進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画、を内包しています。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条	
一	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五	前条第一項各号に掲げる事業*を実施する場合には、同項各号に掲げる事業*に関する事項

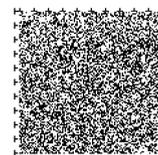


【分野を横断する取組】

- 地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- 住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター等）
- 担い手（ボランティア、サポーター等）の育成・確保（ボランティア・市民活動センター等）
- 啓発・教育・情報提供（福祉への理解、副籍制度、市報「むさしむらやま」等）
- 相談支援（市民なやみごと相談窓口、福祉サービス総合支援事業、各種相談窓口のネットワーク等）
- 社会参加・交流・生きがい（お互いさまサロン、子どもカフェ、子ども食堂等）
- 安全・安心（見守り、孤立防止、災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護、成年後見制度利用促進、再犯防止の推進等）
- まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン等

※ 前条第一項各号に掲げる事業：地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する事業。

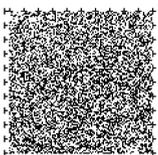
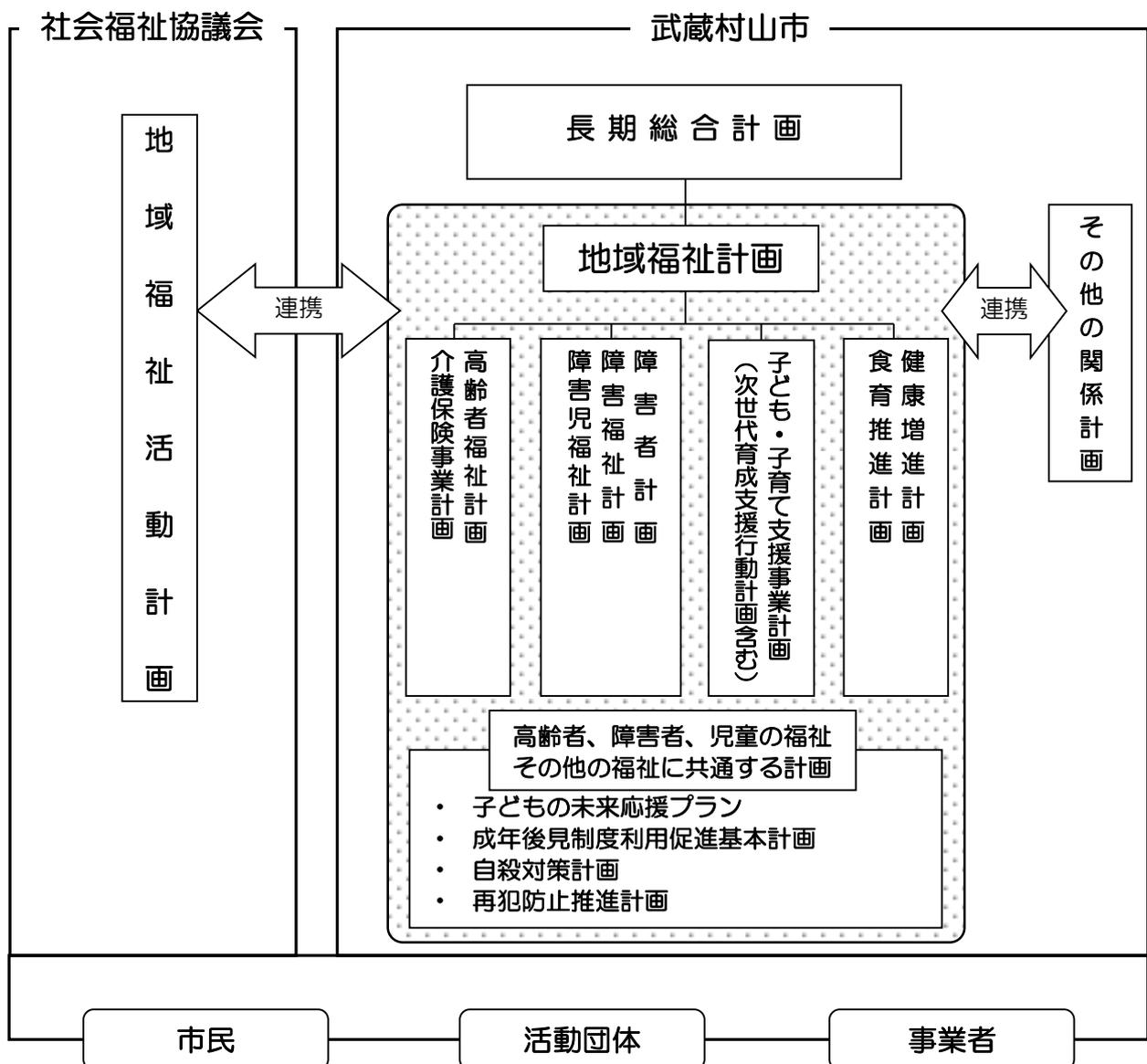
※ 前項各号に掲げる事業：地域福祉活動への参加、地域生活課題の相談及び解決のための支援の体制整備に係る事業。



2 計画の位置付け

本計画は、長期総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて、国及び東京都がそれぞれに策定する関連計画との整合・連携を図り、市が策定した既存の各福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画・食育推進計画）を包括した福祉の上位計画と位置付け、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める計画として策定します。

本計画を受けた具体的な福祉の活動計画として、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携等、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。



第3節 計画の期間

本計画の期間（本計画に内に記載される、再犯防止推進計画、自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画を含む。）は、長期総合計画と整合を図るとともに、次期計画以降において、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画及び食育推進計画との一体的な策定を行うことを前提に、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第四次地域福祉計画					第五次地域福祉計画					

《本市における関連計画の期間》

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第四次長期総合計画 (平成23年度～令和2年度)					第五次長期総合計画 (令和3年度～令和12年度)					
			第四次高齢者福祉計画 第七期介護保険事業計画		第五次高齢者福祉計画 第八期介護保険事業計画			第六次高齢者福祉計画 第九期介護保険事業計画		
			第四次障害者計画 第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画		第五次障害者計画 第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画			第六次障害者計画 第七期障害福祉計画 第三期障害児福祉計画		
第一期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)				第二期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)						
第二次健康増進計画 第二次食育推進計画					第三次健康増進計画 第三次食育推進計画					

